

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

宮城北部森林計画区

区 分		変更後面積	変更前面積	(単位 面積 : ha) 比較増減
計 画 区 総 数		177,602.96	177,608.49	5.53
仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管 内	大 和 町	11,185.52	11,185.52	-
	大 郷 町	3,683.39	3,683.39	-
	大 富 谷 町	2,160.87	2,160.87	-
	大 衡 村	1,618.47	1,618.47	-
	計	18,648.25	18,648.25	-
北 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	大 崎 市	24,023.56	24,023.56	-
	旧 古 川 市	1,268.85	1,268.85	-
	旧 松 山 町	1,091.05	1,091.05	-
	旧 三 本 木 町	1,360.07	1,360.07	-
	旧 鹿 島 台 町	1,729.97	1,729.97	-
	旧 岩 出 山 町	7,910.65	7,910.65	-
	旧 鳴 子 町	9,695.25	9,695.25	-
	旧 田 尻 町	967.72	967.72	-
	色 麻 町	3,101.39	3,101.39	-
	加 美 町	18,298.26	18,298.26	-
	旧 中 新 田 町	2,372.60	2,372.60	-
	旧 小 野 田 町	6,874.38	6,874.38	-
	旧 宮 崎 町	9,051.28	9,051.28	-
	涌 谷 町	2,182.03	2,182.03	-
	美 里 町	12.80	12.80	-
	旧 小 牛 田 町	12.80	12.80	-
	旧 南 郷 町	-	-	-
計	47,618.04	47,618.04	-	
栗 北 部 地 方 振 興 事 務 所 管 内	栗 原 市	30,237.83	30,237.83	-
	旧 築 館 町	1,477.54	1,477.54	-
	旧 若 柳 町	692.79	692.79	-
	旧 栗 駒 町	10,260.14	10,260.14	-
	旧 高 清 水 町	415.81	415.81	-
	旧 一 迫 町	4,254.98	4,254.98	-
	旧 瀬 峰 町	511.53	511.53	-
	旧 鶯 沢 町	2,280.91	2,280.91	-
	旧 金 成 町	3,245.16	3,245.16	-
	旧 志 波 姫 町	64.94	64.94	-
	旧 花 山 村	7,034.03	7,034.03	-
計	30,237.83	30,237.83	-	

	区 分	変更後面積	変更前面積	比較増減
東部地方振興事務所管内	石 巻 市	23,112.87	23,112.87	-
	旧石巻市	6,586.68	6,586.68	-
	旧河北町	5,932.47	5,932.47	-
	旧雄勝町	2,384.60	2,384.60	-
	旧河南町	1,236.99	1,236.99	-
	旧桃生町	1,026.59	1,026.59	-
	旧北上町	2,847.37	2,847.37	-
	旧牡鹿町	3,098.17	3,098.17	-
	東松島市	<u>2,719.61</u>	2,725.14	5.53
	旧矢本町	704.26	704.26	-
	旧鳴瀬町	<u>2,015.35</u>	2,020.88	5.53
	女川町	5,157.84	5,157.84	-
	計	<u>30,990.32</u>	30,995.85	5.53
登米地方振興事務所管内	登 米 市	19,541.60	19,541.60	-
	旧迫町	743.14	743.14	-
	旧登米町	2,920.49	2,920.49	-
	旧東和町	8,647.12	8,647.12	-
	旧中田町	352.12	352.12	-
	旧豊里町	660.34	660.34	-
	旧米山町	225.84	225.84	-
	旧石越町	266.14	266.14	-
	旧南方町	117.48	117.48	-
	旧津山町	5,608.93	5,608.93	-
計	19,541.60	19,541.60	-	
気仙沼地方振興事務所管内	気 仙 沼 市	19,639.94	19,639.94	-
	旧気仙沼市	10,183.52	10,183.52	-
	旧唐桑町	2,501.30	2,501.30	-
	旧本吉町	6,955.12	6,955.12	-
	南三陸町	10,926.98	10,926.98	-
	旧志津川町	8,166.31	8,166.31	-
	旧歌津町	2,760.67	2,760.67	-
	計	30,566.92	30,566.92	-

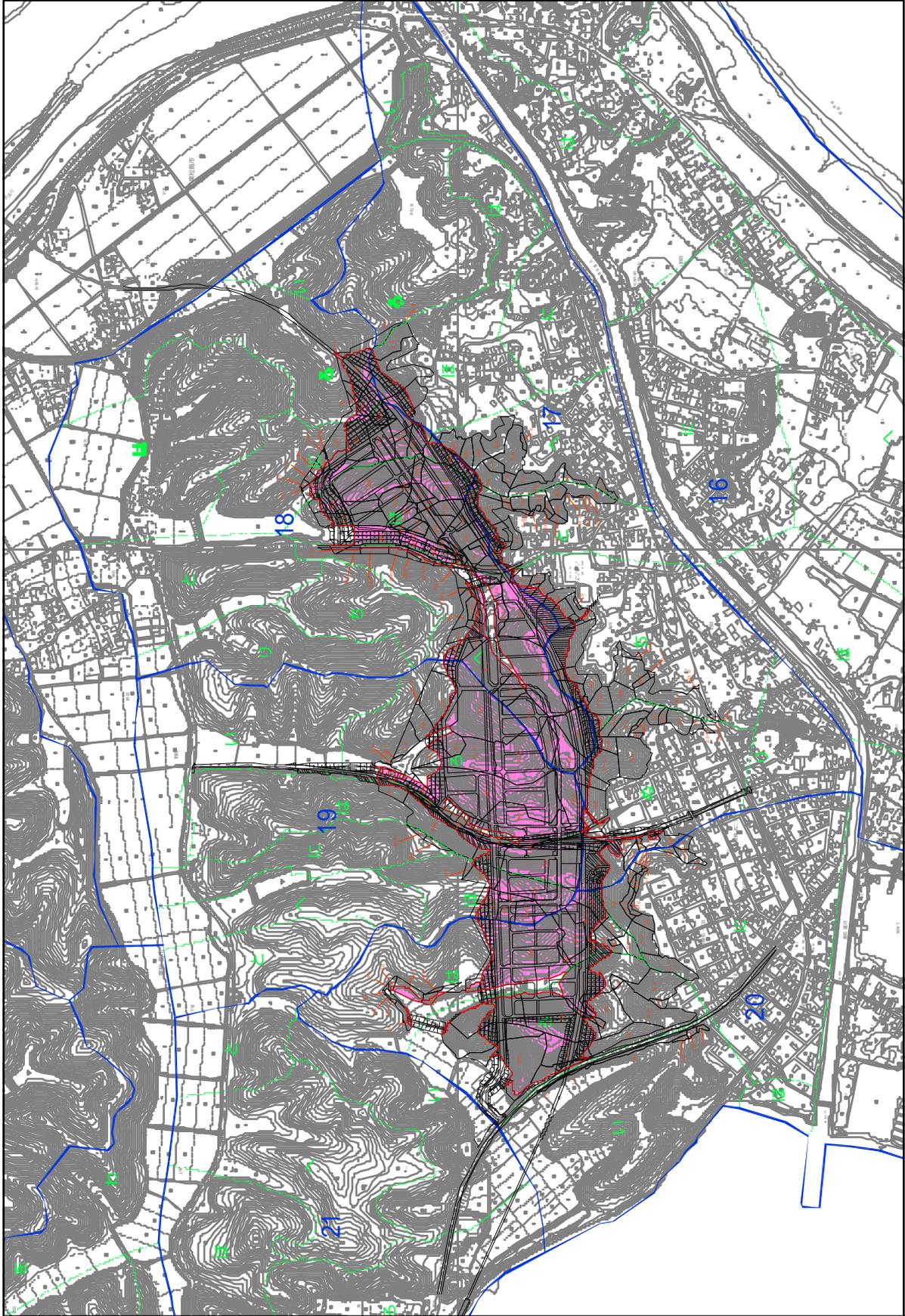
注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

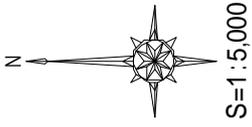
石巻広域都市計画土地区画整理事業
 野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業 森林計画図



	地域森林計画の変更を要する区域
	林班
	小班界
	小班・枝番

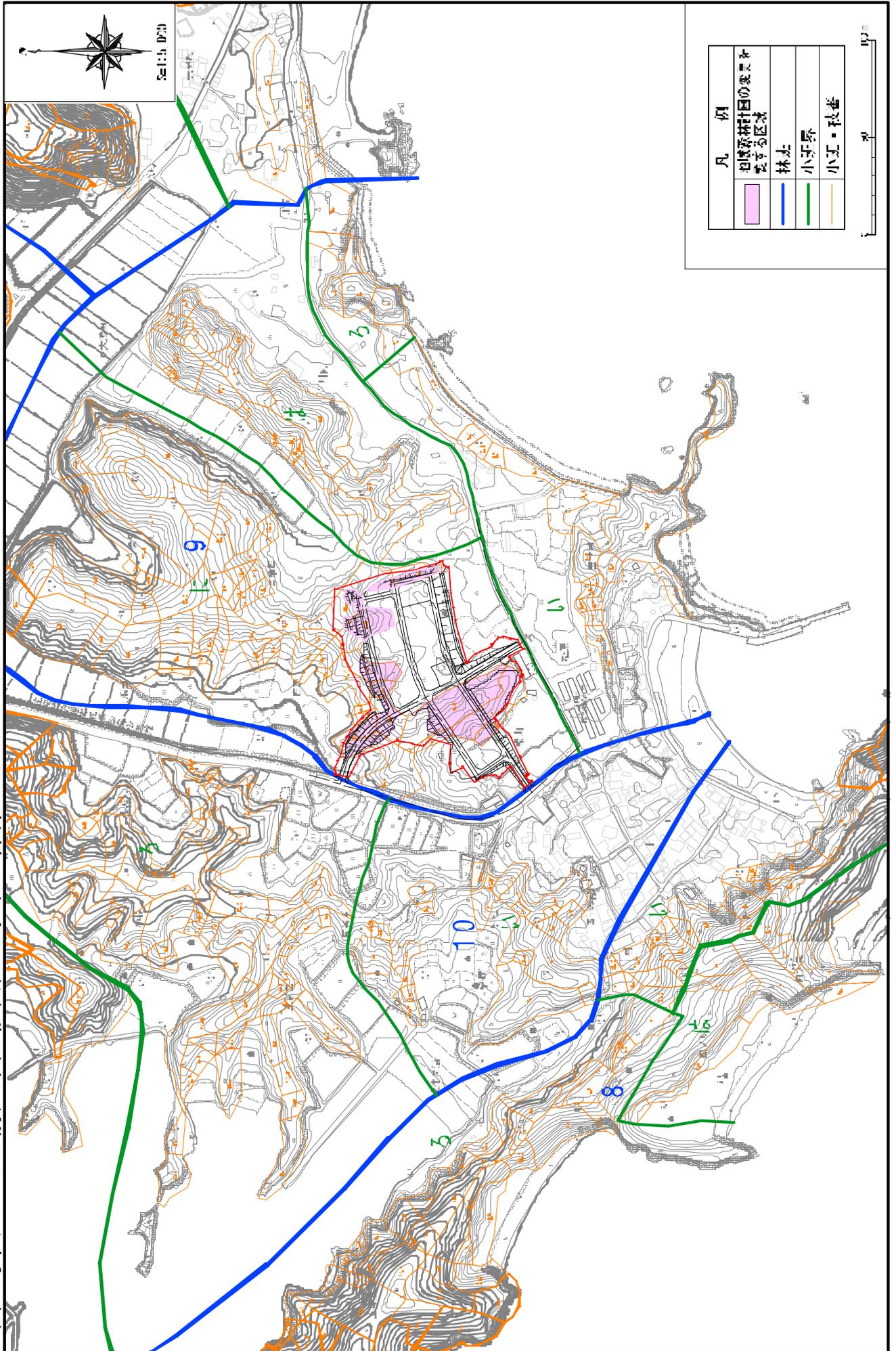


東松島市牛網地区防災集団移転促進事業 森林計画図

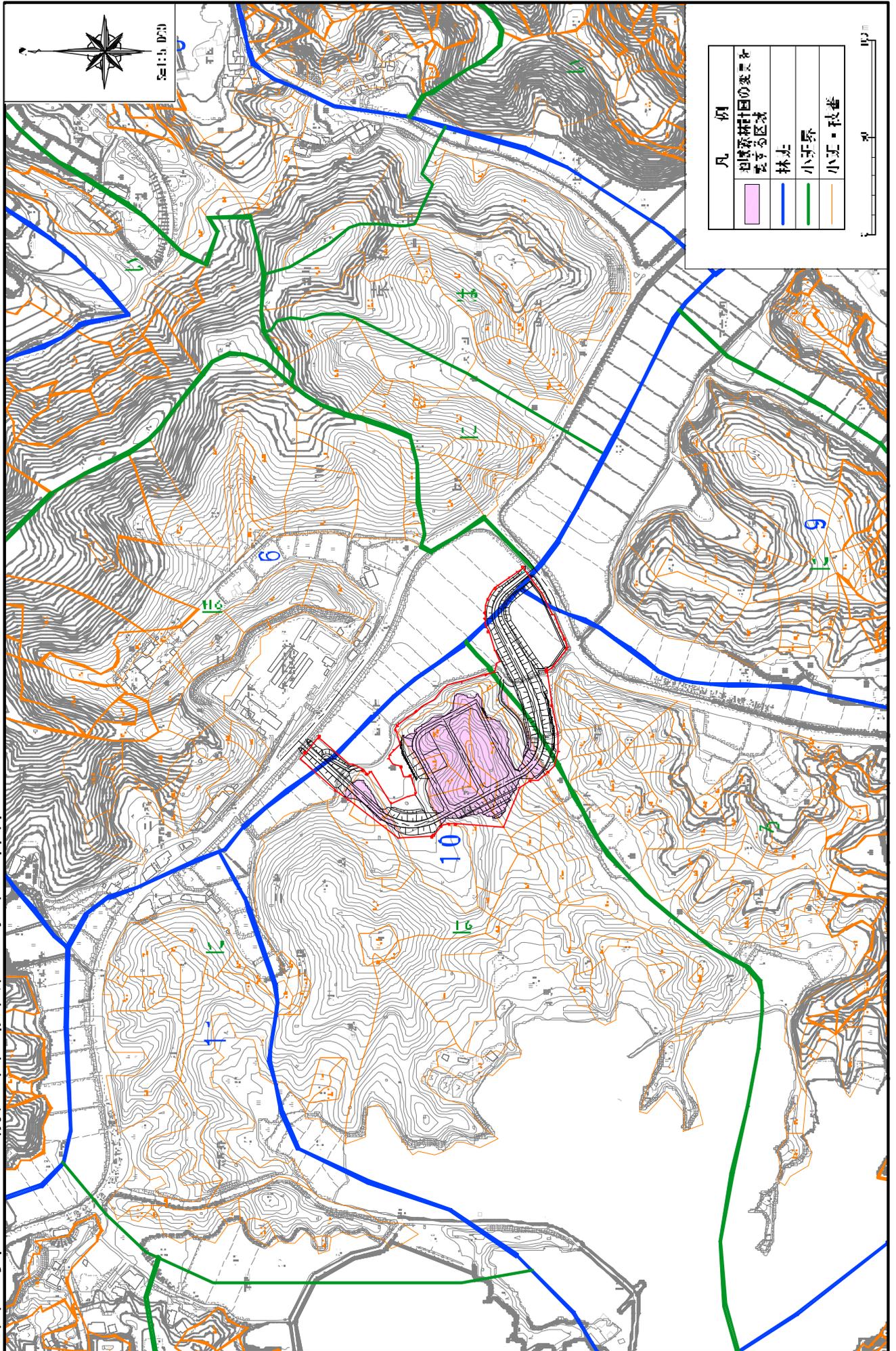


凡	例
	地域森林計画の変更を要する区域
	林班
	小班界
	小班・枝番

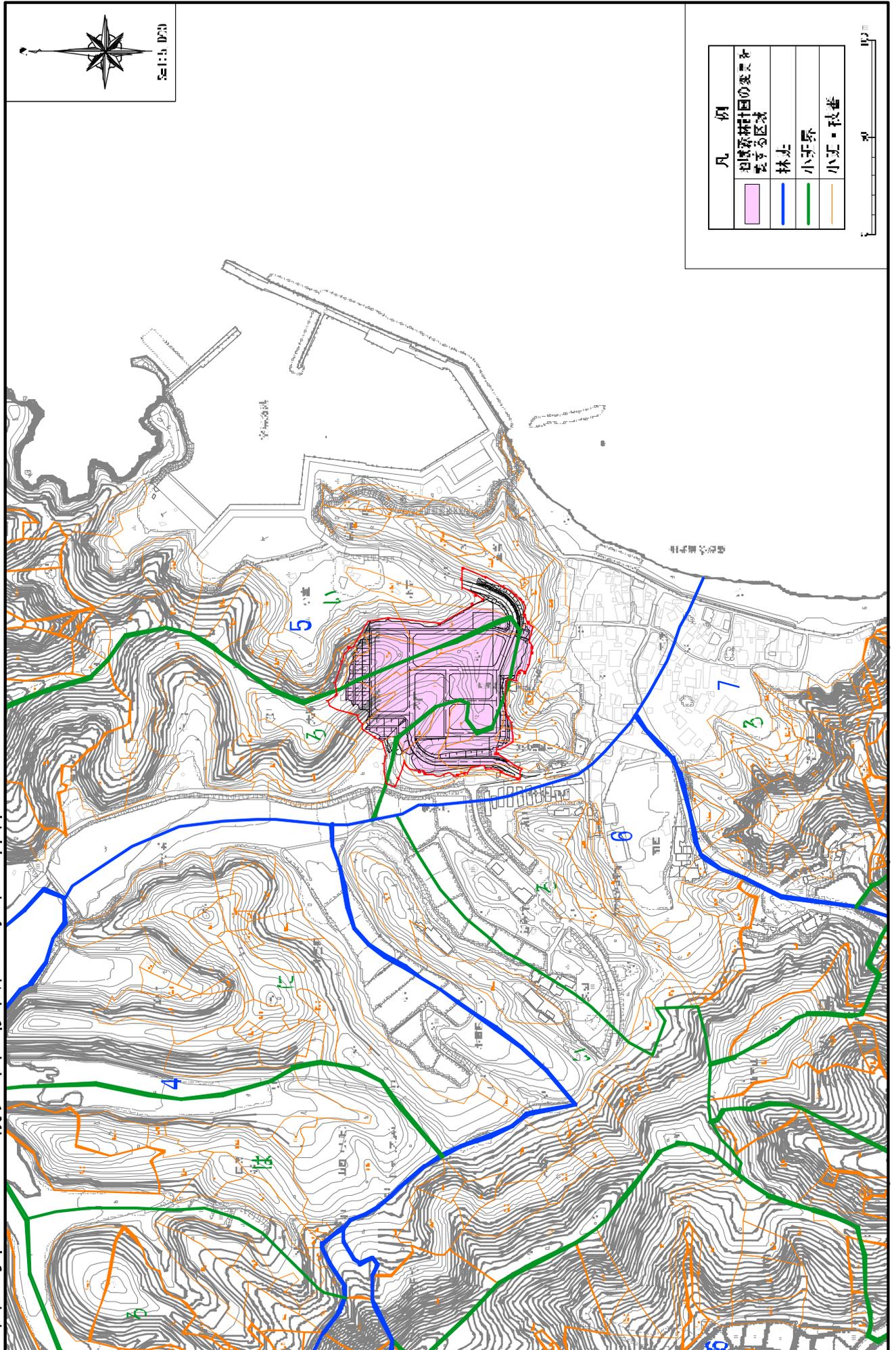
東松島市月浜地区防災集団移転促進事業 森林計画図



東松島市大浜地区防災集団移転促進事業 森林計画図



東松島市室浜地区防災集団移転促進事業 森林計画図



様式第5 - 2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	野蒜	大茂倉	68-2	野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業	56.37	事業区域面積 89.92 うち対象森林面積 73.36 うち他の用途に供する箇所の面積 56.37 残地森林 16.99
外1大字9字119筆 別紙所在一覧参照						

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

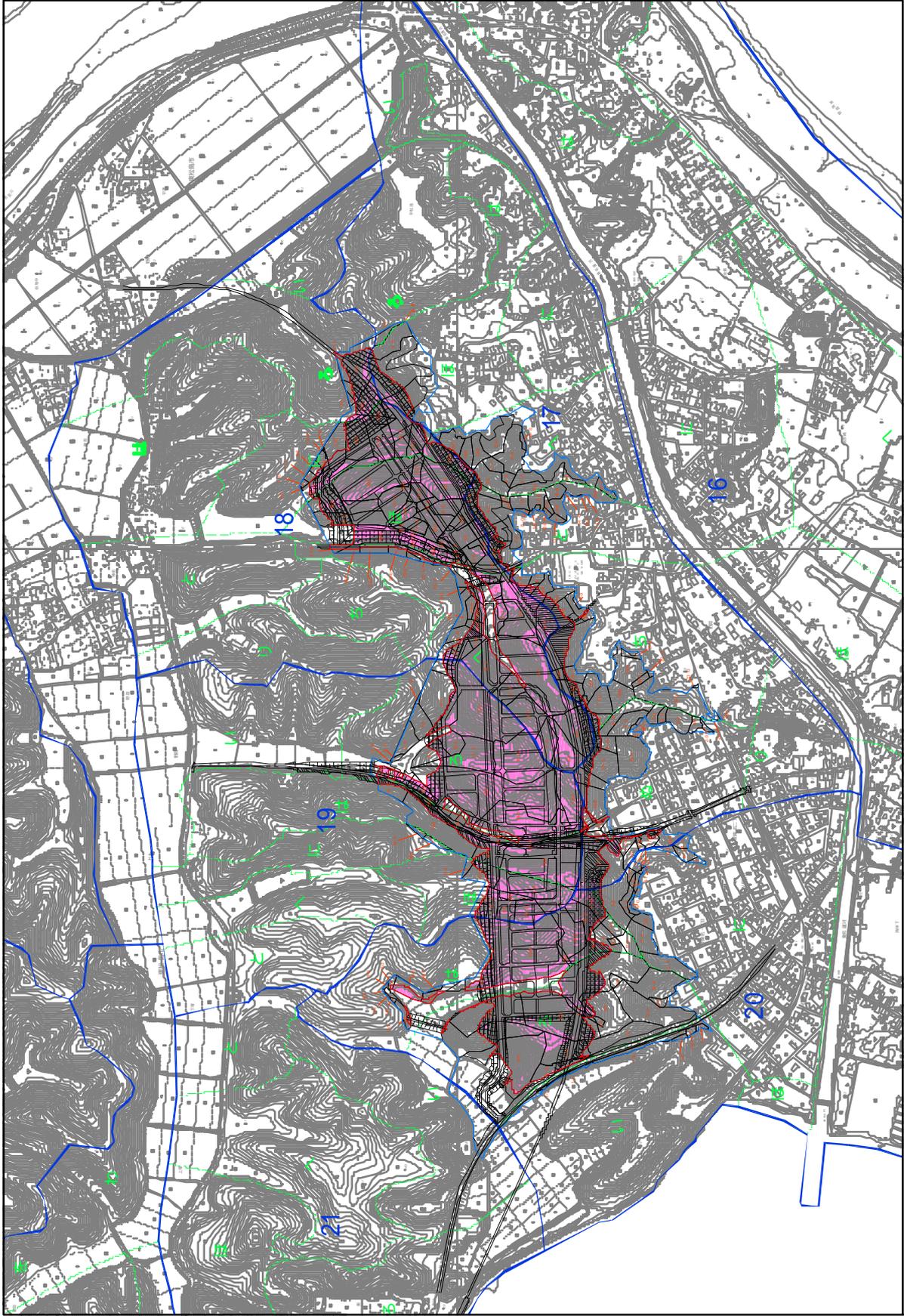
- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

様式第5 - 2 添付書類(所在一覧)

	市町村名	大字	字	地番
1	東松島市	野蒜	亀岡	81-1
2	東松島市	野蒜	亀岡	81-3
3	東松島市	野蒜	亀岡	117
4	東松島市	野蒜	亀岡	135-1
5	東松島市	野蒜	亀岡	135-3
6	東松島市	野蒜	亀岡	135-4
7	東松島市	野蒜	亀岡	135-5
8	東松島市	野蒜	亀岡	136-3
9	東松島市	野蒜	亀岡	136-5
10	東松島市	野蒜	亀岡	137-1
11	東松島市	野蒜	亀岡	137-3
12	東松島市	野蒜	亀岡	137-7
13	東松島市	野蒜	亀岡	137-10
14	東松島市	野蒜	亀岡	138
15	東松島市	野蒜	亀岡	139-1
16	東松島市	野蒜	亀岡	139-2
17	東松島市	野蒜	亀岡	139-3
18	東松島市	野蒜	亀岡	140
19	東松島市	野蒜	亀岡	160-1
20	東松島市	野蒜	亀岡	160-2
21	東松島市	野蒜	亀岡	160-3
22	東松島市	野蒜	亀岡	160-4
23	東松島市	野蒜	後沢	3
24	東松島市	野蒜	後沢	26-2
25	東松島市	野蒜	後沢	27
26	東松島市	野蒜	後沢	32-1
27	東松島市	野蒜	後沢	33-2
28	東松島市	野蒜	後沢	37-2
29	東松島市	野蒜	後沢	37-3
30	東松島市	野蒜	後沢	38-1
31	東松島市	野蒜	後沢	38-2
32	東松島市	野蒜	後沢	39-1
33	東松島市	野蒜	後沢	39-2
34	東松島市	野蒜	後沢	40-2
35	東松島市	野蒜	後沢	40-3
36	東松島市	野蒜	後沢	40-4
37	東松島市	野蒜	後沢	41-2
38	東松島市	野蒜	後沢	41-5
39	東松島市	野蒜	後沢	42
40	東松島市	野蒜	後沢	43
41	東松島市	野蒜	後沢	44
42	東松島市	野蒜	後沢	45-1
43	東松島市	野蒜	後沢	45-2
44	東松島市	野蒜	寺沢	18-2
45	東松島市	野蒜	寺沢	18-3
46	東松島市	野蒜	寺沢	35-2
47	東松島市	野蒜	寺沢	35-3
48	東松島市	野蒜	寺沢	36-2
49	東松島市	野蒜	寺沢	36-3
50	東松島市	野蒜	寺沢	38-4
51	東松島市	野蒜	寺沢	38-5
52	東松島市	野蒜	寺沢	39
53	東松島市	野蒜	寺沢	40
54	東松島市	野蒜	寺沢	43
55	東松島市	野蒜	寺沢	44
56	東松島市	野蒜	上山の坊	95
57	東松島市	野蒜	上山の坊	98
58	東松島市	野蒜	上山の坊	100
59	東松島市	野蒜	大関	69
60	東松島市	野蒜	大関	70

	市町村名	大字	字	地番
61	東松島市	野蒜	大関	71
62	東松島市	野蒜	大関	72
63	東松島市	野蒜	大関	73
64	東松島市	野蒜	大関	74
65	東松島市	野蒜	大関	75
66	東松島市	野蒜	大関	76
67	東松島市	野蒜	大茂倉	55-1
68	東松島市	野蒜	大茂倉	55-3
69	東松島市	野蒜	大茂倉	59
70	東松島市	野蒜	大茂倉	60
71	東松島市	野蒜	大茂倉	61
72	東松島市	野蒜	大茂倉	62
73	東松島市	野蒜	大茂倉	65
74	東松島市	野蒜	大茂倉	66
75	東松島市	野蒜	大茂倉	67
76	東松島市	野蒜	大茂倉	68-1
77	東松島市	野蒜	大茂倉	68-2
78	東松島市	野蒜	大茂倉	69-1
79	東松島市	野蒜	大茂倉	69-2
80	東松島市	野蒜	大茂倉	70
81	東松島市	野蒜	大茂倉	71-1
82	東松島市	野蒜	大茂倉	73-1
83	東松島市	野蒜	大茂倉	73-2
84	東松島市	野蒜	大茂倉	73-3
85	東松島市	野蒜	大茂倉	73-4
86	東松島市	野蒜	大茂倉	74
87	東松島市	野蒜	大茂倉	75
88	東松島市	野蒜	大茂倉	76
89	東松島市	野蒜	大茂倉	77
90	東松島市	野蒜	大茂倉	78-1
91	東松島市	野蒜	大茂倉	78-2
92	東松島市	野蒜	大茂倉	79
93	東松島市	野蒜	大茂倉	80
94	東松島市	野蒜	北大仏	15-1
95	東松島市	野蒜	北大仏	16
96	東松島市	野蒜	北大仏	33
97	東松島市	野蒜	北大仏	34
98	東松島市	野蒜	北大仏	35
99	東松島市	野蒜	北大仏	37
100	東松島市	野蒜	北大仏	39-1
101	東松島市	野蒜	北余景	11
102	東松島市	野蒜	北余景	36
103	東松島市	野蒜	北余景	37
104	東松島市	野蒜	北余景	46
105	東松島市	野蒜	北余景	47
106	東松島市	野蒜	北余景	48
107	東松島市	大塚	大東	28
108	東松島市	大塚	大東	29
109	東松島市	大塚	大東	30-2
110	東松島市	大塚	大東	30-6
111	東松島市	大塚	大東	30-9
112	東松島市	大塚	大東	30-10
113	東松島市	大塚	大東	30-12
114	東松島市	大塚	大東	31
115	東松島市	大塚	大東	33-1
116	東松島市	大塚	大東	33-2
117	東松島市	大塚	大東	34-1
118	東松島市	大塚	大東	34-2
119	東松島市	大塚	大東	34-5
120	東松島市	大塚	長石	2-1

石巻広域都市計画土地区画整理事業
 野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施区域等を明示した森林計画図



	被災市街地復興 土地区画整理事業区域
	地域森林計画の変更を 要する区域
	林班
	小班界
	小班・枝番

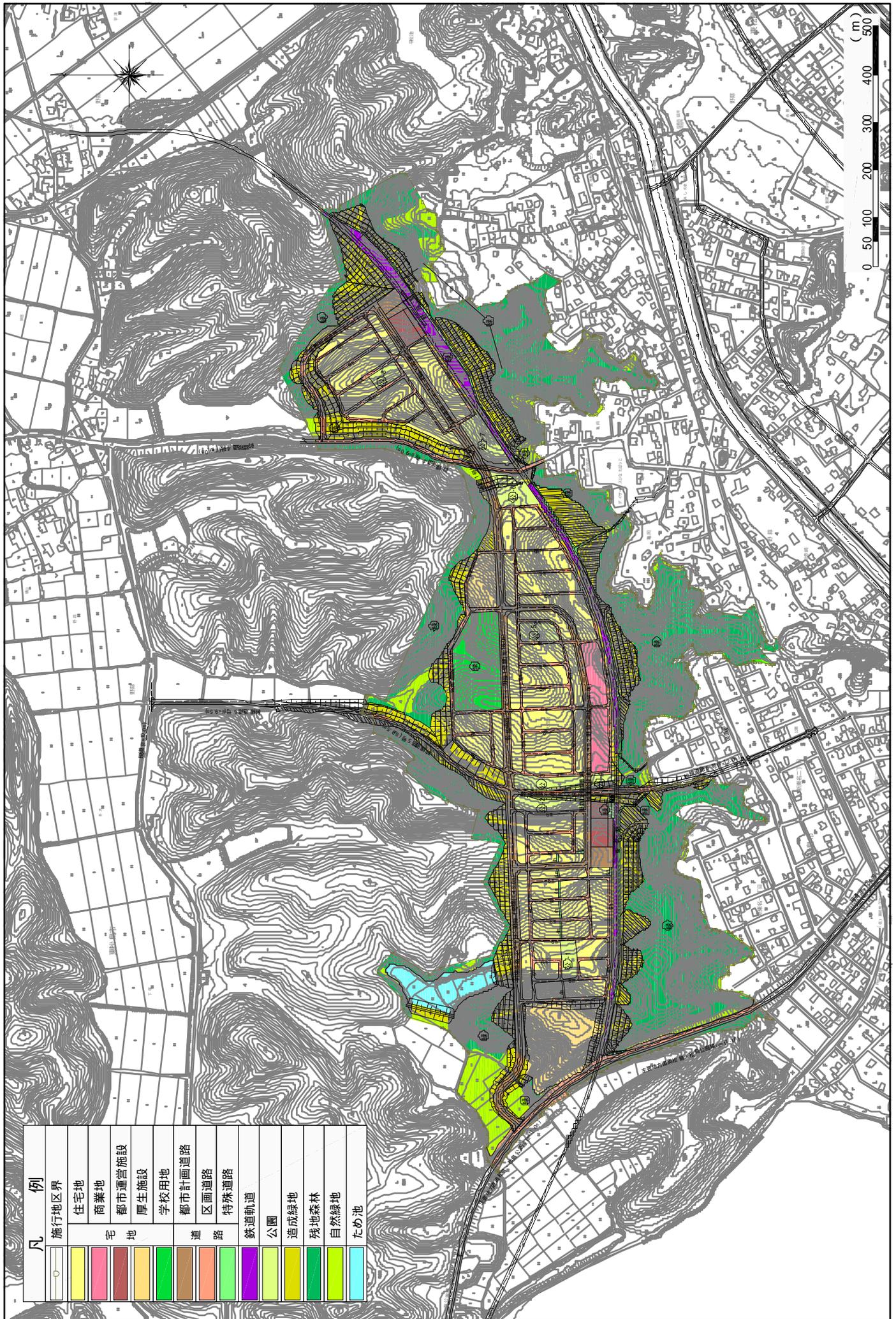
事業概要

事業名称	野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成29年度					
面積 (ha)	事業区域面積 図上求積による		89.9213ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 森林簿による		56.37ha			
用地面積 (ha) 図上求積による	用地の現況 転用後の用途		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	宅地		21.3902	0.6589	22.0491	24.52%
	道路		11.2225	2.1494	13.3719	14.87%
	鉄道		2.4391	0.0015	2.4406	2.71%
	公園		2.5840	0.2649	2.8489	3.17%
	造成緑地		12.3754	1.2602	13.6356	15.16%
	残地森林		29.5265	0.0000	29.5265	32.84%
	自然緑地		0.0000	4.6911	4.6911	5.22%
	ため池		0.2856	1.0720	1.3576	1.51%
	計		79.8233	10.0980	89.9213	100.00%
	比率		88.77%	11.23%	100.00%	
林況 図上求積による	樹種	面積(ha)	林齢(年)	樹種	面積(ha)	林齢(年)
	・スギ	5.7587	6～67	・マダケ	0.6779	/
	・その他針葉樹	0.3319	96	・その他広葉樹	40.1037	10～70
	・アカマツ	32.9511	13～93			
地形	標高 約10m～約60m 平均傾斜度 5～30度 地形の特徴 標高は100m以下の丘陵地であり、南北方向に稜線が発達している。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島層群、基岩名等：シルト岩、軽石灰岩					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	東部側農地を管理している鳴瀬土地改良区、西部側を管理している大東地区水利組合及び市農林水産課とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は公共下水道に接続し東名運河及び松島湾に放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、縦溝、集水柵等を設置する。					

「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

石巻広域都市計画事業 野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業 土地の形質の変更を行う区域図



様式第 5 - 2 法第48条第 1 項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	牛網	別当	19-1	東松島市牛網地区防 災集団移転促進事業	1.72	事業区域面積 4.54ha うち対象森林面積 1.82ha
〃	〃	雉子抓	30-1			

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

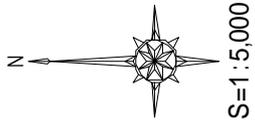
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

東松島市牛網地区防災集団移転促進事業 実施区域等を明示した森林計画図



凡	例
—	開発区域界
—	地域森林計画の変更 を要する区域
—	林 班
—	小 班 界
—	小班・枝番

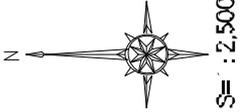
事業概要

事業名称	東松島市牛網地区防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成26年度					
面積 (ha)	事業区域面積 図上求積による		4.5434ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 森林簿による		1.72ha			
用地面積 (ha) 図上求積による	用地の現況 転用後の用途		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	宅地		1.0428	1.5491	2.5919	57.05%
	道路		0.2607	0.5715	0.8322	18.32%
	公園		0.0000	0.0390	0.0390	0.86%
	造成緑地		0.3240	0.1506	0.4746	10.45%
	残置森林		0.1915	0.0000	0.1915	4.21%
	調整池		0.0000	0.3828	0.3828	8.43%
	水路用地		0.0000	0.0314	0.0314	0.69%
	計		1.8190	2.7244	4.5434	100.00%
	比率		40.04%	59.96%	100.00%	
林況 図上求積による	樹種	面積(ha)	林齢(年)	樹種	面積(ha)	林齢(年)
	・アカマツ	1.2114	46～58			
	・その他広葉樹	0.6076	18～61			
地形	標高 約 1.3m ～ 約24.0m 平均傾斜度 5～30 度 地形の特徴 標高は25m以下の丘陵地と標高2m以下の平坦な農地が混在している。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島湾層群、基岩名等：シルト岩、砂岩					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	農地を管理している鳴瀬土地改良区とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は調整池に集水後、排水路に放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、竪溝、集水柵等を設置する。					

「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

東松島市牛網地区防災集団移転促進事業 本地の形質の変更を行う区域



区 別	
居住地区区画	[Red line]
住宅	[Yellow]
公園	[Green]
緑地	[Light Green]
水田	[Light Blue]
河川	[Dark Blue]
道路	[Dark Blue]



様式第 5 - 2 法第48条第 1 項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	宮戸	横山	6	東松島市月浜地区防 災集団移転促進事業	0.70	事業区域面積 2.78 うち対象森林面積 1.30
外3字23筆 別紙所在一覧参照						

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

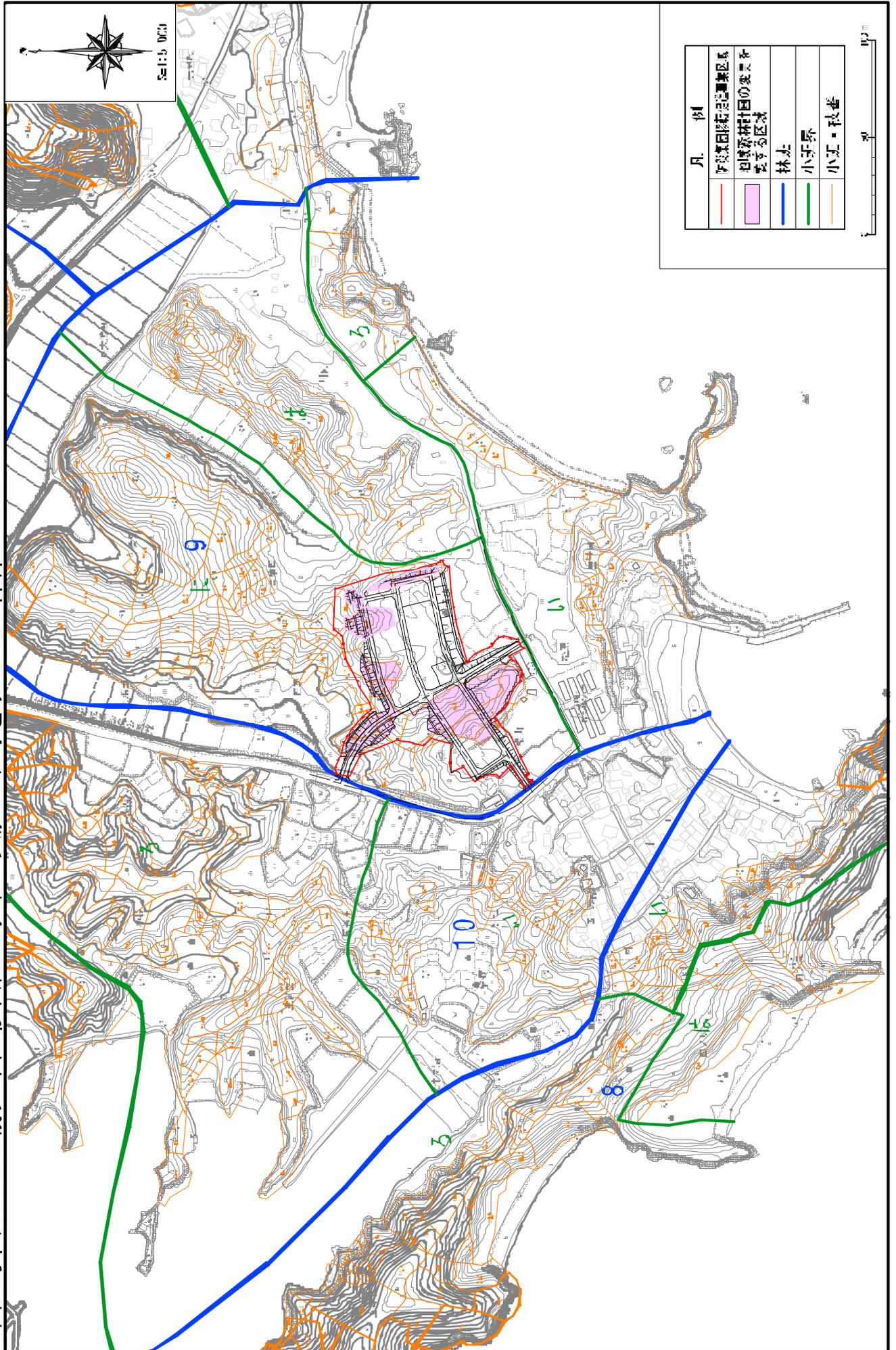
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

東松島市月浜地区防災集団移転促進事業 実施区域等を明示した森林計画図



事業概要

事業名称	東松島市月浜地区防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成29年度					
面積 (ha)	事業区域面積 図上求積による		2.7792ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 森林簿による		0.70ha			
用地面積 (ha) 図上求積による	用地の現況 転用後の用途		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	宅地		0.2828	0.6335	0.9163	32.97%
	道路		0.1710	0.3787	0.5497	19.78%
	公園		0.1310	0.0100	0.1410	5.07%
	造成緑地		0.3055	0.4107	0.7162	25.77%
	残置森林		0.4113	0.0447	0.4560	16.41%
	計		1.3016	1.4776	2.7792	100.00%
	比率		46.83%	53.17%	100.00%	
	林況 図上求積による	樹種	面積(ha)	林齢(年)	樹種	面積(ha)
・スギ		0.0032	47～55			
・クロマツ		0.1022	58～88			
・その他広葉樹		0.7849	51～62			
地形	標高 約 3m ～ 約 25m 平均傾斜度 3～17 度 地形の特徴 標高は50m以下の丘陵地であり、東西方向に稜線が発達している。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島湾層群、基岩名等：軽石凝灰岩					
周辺地域への 影響及び生活 への配慮等	市農林水産課とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は海へ直接放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、縦溝、集水柵等を設置する。					

「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

東松島市月浜地区防災集団移転促進事業 土地の形質の変更を行う区域図



様式第 5 - 2 法第48条第 1 項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	宮戸	二ツ橋	8	東松島市大浜地区防 災集団移転促進事業	1.24	事業区域面積 3.07 うち対象森林面積 1.55
外2字7筆 別紙所在一覧参照						

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

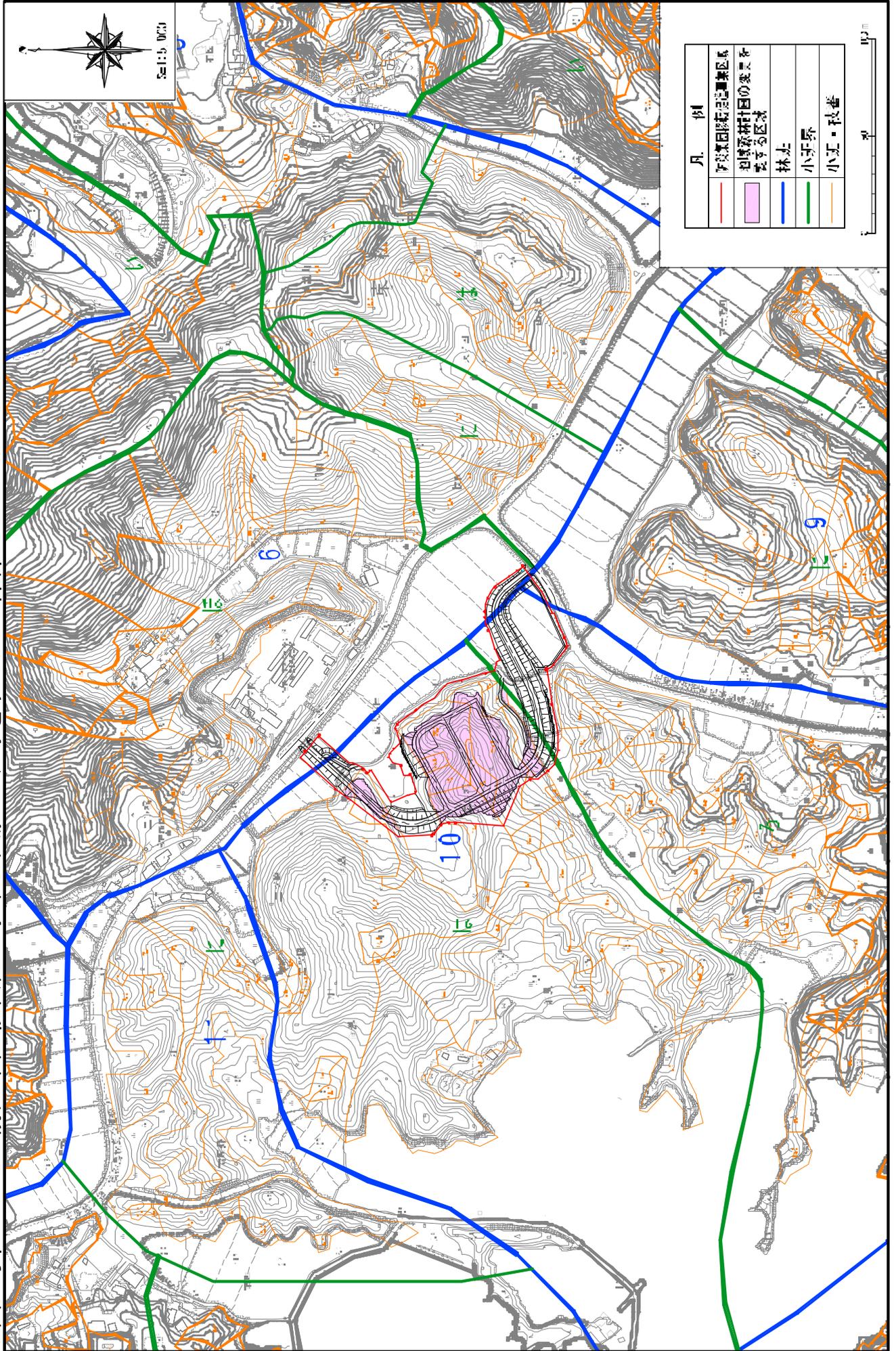
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

東松島市大浜地区防災集団移転促進事業 実施区域等を明示した森林計画図



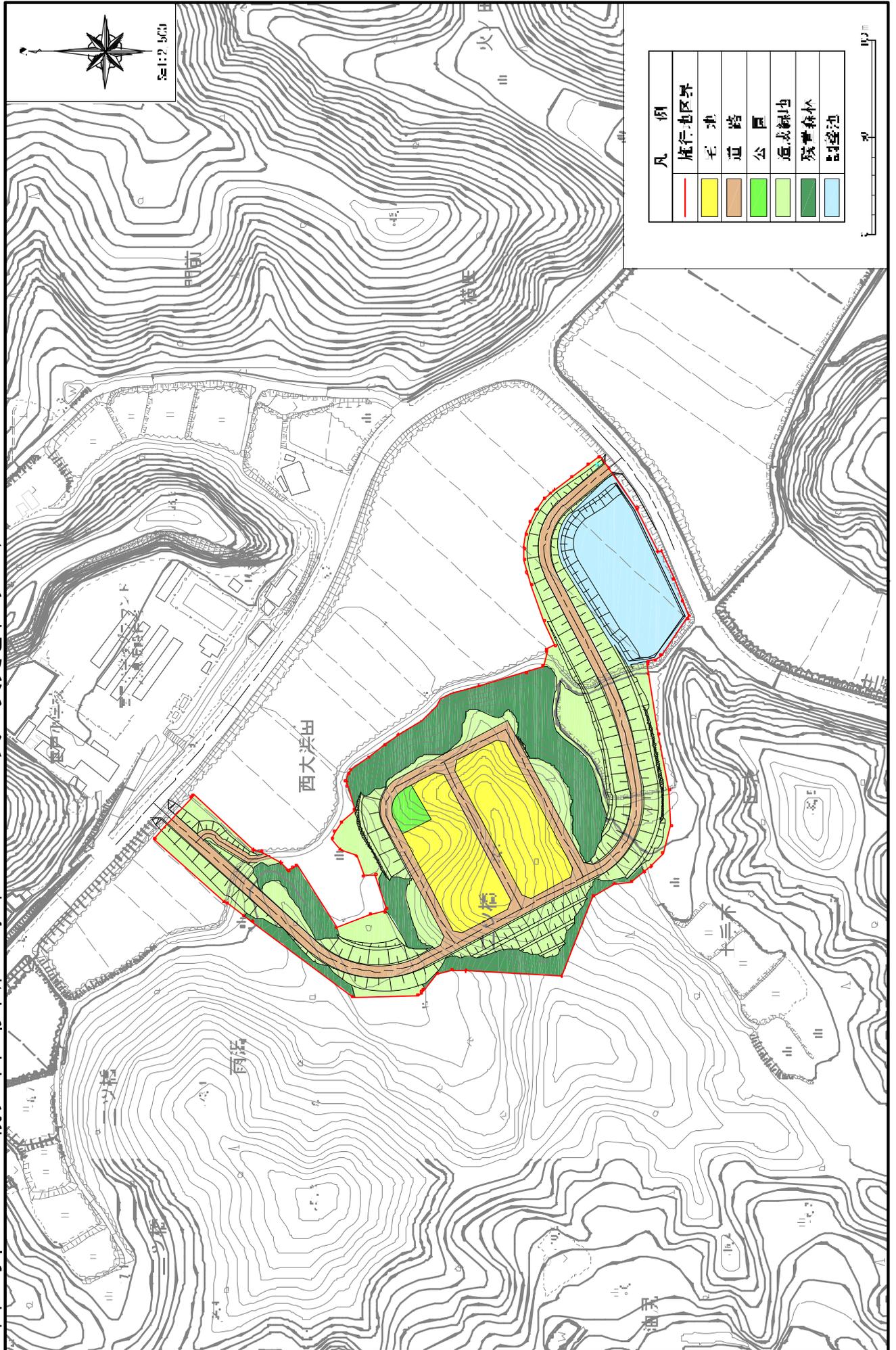
事業概要

事業名称	東松島市大浜地区防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成29年度					
面積 (ha)	事業区域面積 図上求積による		3.0748ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 森林簿による		1.24ha			
用地面積 (ha) 図上求積に よる	用地の現況 転用後の用途		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	宅地		0.4655	0.0000	0.4655	15.14%
	道路		0.3016	0.2060	0.5076	16.51%
	公園		0.0297	0.0000	0.0297	0.97%
	造成緑地		0.3542	0.7861	1.1403	37.08%
	残置森林		0.3960	0.1630	0.5590	18.18%
	調整池		0.0000	0.3727	0.3727	12.12%
	計		1.5470	1.5278	3.0748	100.00%
	比率		50.31%	49.69%	100.00%	
	林況 図上求積に よる	樹種	面積(ha)	林齢(年)	樹種	面積(ha)
・スギ		0.0717	50	・その他広葉樹	0.9514	29～64
・ヒノキ		0.0378	73			
・クロマツ		0.0901	103			
地形	標高 約 1m ～ 約 36m 平均傾斜度 1～25 度 地形の特徴 沖積低地であり、標高は50m以下、区域北側及び南側は小規模な谷である。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島湾層群、基岩名等：軽石凝灰岩					
周辺地域への 影響及び生活 への配慮等	東側及び下流域の農地を管理している鳴瀬土地改良区及び市農林水産課とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は調整池を設置して海に放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、縦溝、集水柵等を設置する。					

「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

東松島市大浜地区防災集団移転促進事業 土地の形質の変更を行う区域図



様式第 5 - 2 法第48条第 1 項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	宮戸	鹿島	3-1	東松島市室浜地区防 災集団移転促進事業	1.87	事業区域面積 2.78 うち対象森林面積 2.48
外3字66筆 別紙所在一覧参照						

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

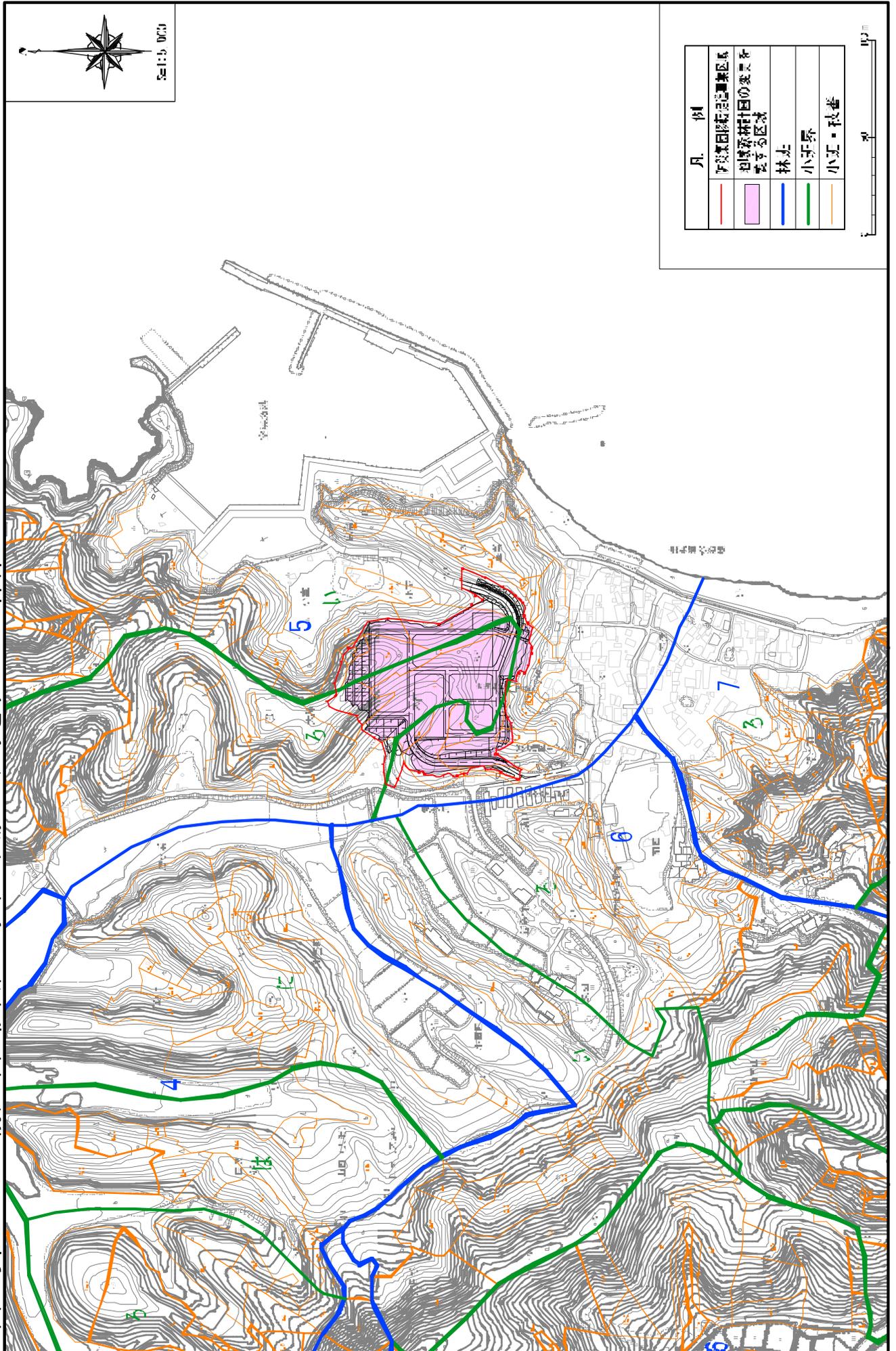
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

東松島市室浜地区防災集団移転促進事業 実施区域等を明示した森林計画図



事業概要

事業名称	東松島市室浜地区防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成29年度					
面積 (ha)	事業区域面積 図上求積による		2.7815ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 森林簿による		1.87ha			
用地面積 (ha) 図上求積による	用地の現況 転用後の用途		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	宅地		1.0457	0.0000	1.0457	37.60%
	道路		0.5399	0.0684	0.6083	21.87%
	公園		0.0287	0.0000	0.0287	1.03%
	造成緑地		0.6688	0.2288	0.8976	32.27%
	残置森林		0.1964	0.0048	0.2012	7.23%
	計		2.4795	0.3020	2.7815	100.00%
	比率		89.14%	10.86%	100.00%	
	林況 図上求積による	樹種	面積(ha)	林齢(年)	樹種	面積(ha)
・スギ		0.2910	33～82			
・その他広葉樹		1.9269	38～62			
・マダケ		0.0652	/			
地形	標高 約 5m ～ 約 37m 平均傾斜度 4～25 度 地形の特徴 標高は50m以下であり、南北方向に稜線が発達し、小規模な谷が一部ある。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島湾層群、基岩名等：シルト岩					
周辺地域への 影響及び生活 への配慮等	市農林水産課とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は海へ直接放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、縦溝、集水柵等を設置する。					

「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

